

宮城県公報

行 政 発 行
 宮 城 県
 (総務部県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示	(循環型社会推進課)	二
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	四
○生活保護法による施術者の指定	(同)	五
○国民健康保険事業費納付金算定に係る各種係数等について	(国保医療課)	六
○農業振興地域の指定	(農業振興課)	六
○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部	(同)	八
○昭和四十八年宮城県告示第二百六十二号(農業振興地域の指定)の一部	(同)	八
○昭和四十九年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部	(同)	八
○飼料の試験結果の公表	(畜産課)	八
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一一
○県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(同)	一一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	一一
○保安林の指定の予定(二件)	(同)	一二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	一二

○道路の区域変更(四件)	(道路課)	一三
○道路の供用開始(五件)	(同)	一四
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	(同)	一五
○道路の区域変更	(同)	一五
○水害予防組合の廃止	(河川課)	一六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	一六
○都市計画事業の事業計画変更の認可(五件)	(同)	一六
○県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託(二件)	(住宅課)	一八
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	一八
○令和四年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格	(契約課)	一八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	一九
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	二〇
○土地改良事業計画変更の認可(二件)	(同)	二〇
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	二〇
公 告		
教育委員会		
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則		二一
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則		二一
○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則		二二
○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則		二三
○県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則		二三
○宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		二三
○宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		二三
○宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則		二四
○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則		二四

則

○宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

○事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令

○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会に属する職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会に属する職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令

人事委員会

○人事委員会規則十一の一の一部を改正する規則

○人事委員会規則十一の二の一部を改正する規則

○人事委員会規則十二の一の一部を改正する規則

監査委員

○行政監査の結果の公表

○財政的援助団体等監査の結果の公表

○定期監査の結果の公表

公安委員会

○青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正について

○押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

雑 報

○環境影響評価書の公告及び縦覧

○宮城県住宅供給公社による県営住宅等の管理代行に関する公告

正 誤

告 示

○宮城県公報第一八〇号(平成二年十月五日付け)中

四九

○宮城県告示第二百九号

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「ロ」を削る。

様式第四号中「ロ」を削り、「第20条第3項」や「第20条第5項」で「第21条第4項」や「第21条第5項」に改める。

様式第六号、様式第七号、様式第九号及び様式第十号中「ロ」を削る。

様式第十一号中「ロ」を削り、「注 許可証の写しを添付すること。」を

「注1 許可証の写しを添付すること。」

注2 要綱第24条第3項の規定により審査結果書を作成した場合は、その写しを添付すること。」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中「ロ」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年三月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定によるものとみなす。

○宮城県告示第二百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。
令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東條皮膚科クリニック	気仙沼市赤岩平貝七十四番二	令和三年十一月一日
セントケア訪問看護ステーション岩沼	岩沼市大手町八番十五号	令和三年九月一日
株式会社レイワ くるみ薬局	大崎市古川季埜二丁目六一十一	令和三年八月一日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字柘沢九十一	令和三年十月一日
訪問看護ステーションココエル岩沼	岩沼市吹上三丁目六番十七号	令和三年十月一日
やすらぎ調剤薬局	柴田郡村田町小泉西浦八十八一	令和三年十二月一日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目百四番地	令和三年九月一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町十四番一	令和三年九月一日
すばる調剤薬局石巻店	石巻市須江字館山根百七番地一	令和四年一月一日
本塩釜ひふ科クリニック	塩竈市北浜一丁目二一二十	令和四年一月一日
こまつ内科医院	気仙沼市田谷十一一	令和四年一月一日
アイン薬局名取店	名取市増田字柳田八一三	令和四年一月一日
くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三番地の六	令和四年一月一日
桜樹訪問看護ステーション	栗原市若柳字川北元町裏百十四番地	令和四年一月一日
わたなべ整形外科	東松島市赤井字南一二百五十三番地	令和四年一月一日
薬局アリエス大宮店	大崎市古川大宮二丁目二一六十九	令和四年一月一日
まうるる訪問看護ステーション	大崎市古川休塚字中谷内三番地一	令和三年七月十五日

いのまた胃と腸・内科クリニック	柴田郡柴田町槻木上町二丁目七番二十五号	令和四年一月一日
南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四番地三	令和三年十二月十四日

○宮城県告示第二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社レイワ くるみ薬局	大崎市古川穂波四一二十一十四	令和三年七月三十一日
中川医院	岩沼市桜四一三	令和三年八月一日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目百四	令和三年八月三十一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町十四番一	令和三年八月三十一日
アイン薬局名取店	名取市増田字柳田六番地の一	令和三年十二月三十一日
わたなべ整形外科	東松島市赤井字南一二百五十三	令和三年十二月三十一日
いのまた胃と腸・内科クリニック	柴田郡柴田町槻木上町二丁目七二二十五	令和三年十二月三十一日

○宮城県告示第二百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	名称	所在地	変更年月日
北みやぎ外科クリニ ック	佐藤まさひでクリニ ック	アイン薬局 東松島 店	なるせ薬局	アイン薬局 石巻中 浦店	なかうら薬局	アイン薬局 石巻相 野谷店	なかまち薬局	石巻市相野谷字飯野川町二百六十三 十一	石巻市中浦一―二百二十四	令和三年十一月八日
			東松島市牛網字新上江戸原二十七― 二							令和三年十一月八日
										令和三年十一月三十日

○宮城県告示第二百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
らいおんハートリハビリデイサー ビスばうむ	柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	株式会社志	仙台市泉区市名坂沖百四―七	令和三年九月一日

二 介護医療院

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人本多友愛会 仙南病院介護医療院	角田市角田字牛館一六番地	医療法人本多友愛会	角田市角田字牛館十六番地	令和三年十月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
サイカ調剤薬局丸森病院前店	伊具郡丸森町字鳥屋八十七ー三	有限会社斎嘉薬局	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	令和三年十二月一日
有限会社万石調剤薬局	石巻市垂水町三ー三ー十八	有限会社万石調剤薬局	石巻市垂水町三ー三ー十八	令和三年十二月一日
せみね調剤薬局	栗原市瀬峰下田百八十五ー五	株式会社メディカルクリエーション	大崎市古川大宮七ー七ー二十五	令和四年三月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
サイカ調剤薬局丸森病院前店	伊具郡丸森町字鳥屋八十七ー三	有限会社斎嘉薬局	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	令和三年十二月一日
有限会社万石調剤薬局	石巻市垂水町三ー三ー十八	有限会社万石調剤薬局	石巻市垂水町三ー三ー十八	令和三年十二月一日
せみね調剤薬局	栗原市瀬峰下田百八十五ー五	株式会社メディカルクリエーション	大崎市古川大宮七ー七ー二十五	令和四年三月一日

五 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション いやしの館	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	ネクストケア合同会社	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	平成二十九年九月一日

六 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション いやしの館	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	ネクストケア合同会社	宮城郡松島町高城字釜家十一ー五	平成二十九年九月一日

○宮城県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

令和四年三月二十九日

佐藤 一馬	店 クレイン整骨院六丁の目	仙台市若林区伊在二丁目八一四	令和四年二月十四日
小島 嵩臣	整骨院OMI	多賀城市八幡四一四一八	令和四年一月十九日
高橋 智美	まごころマッサージ治療院	仙台市宮城野区宮千代二丁目三三十一渡正ビル百一十号	令和四年一月十七日
新沼 匠	からだ元気治療院南仙台店	仙台市太白区西中田三二二三三ー一ハイツ安久A一〇百二	令和四年一月五日

○宮城県告示第二百十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九條第三項、附則第四條の規定により読み替えて適用される第九條第五項、同條第八項及び第九項、附則第四條の規定により読み替えて適用される第十條第三項、同條第六項及び第七項並びに第十一條第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係 数 又 は 指 数	知 事 が 定 め る 数
医療費指数反映係数	〇・四
一般納付金所得係数	〇・八八三五八五七七八〇〇七一
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九六九〇一七八四〇六六九
一般納付金被保険者均等割指数	〇・七
後期高齢者支援金等納付金所得係数	〇・八八三一五〇一五六二〇八四
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九八五五九
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	〇・七
介護納付金納付金所得係数	〇・八三三八〇八八五三三三四三〇
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九七七七八
介護納付金納付金被保険者均等割指数	〇・七

○宮城県告示第二百十六号

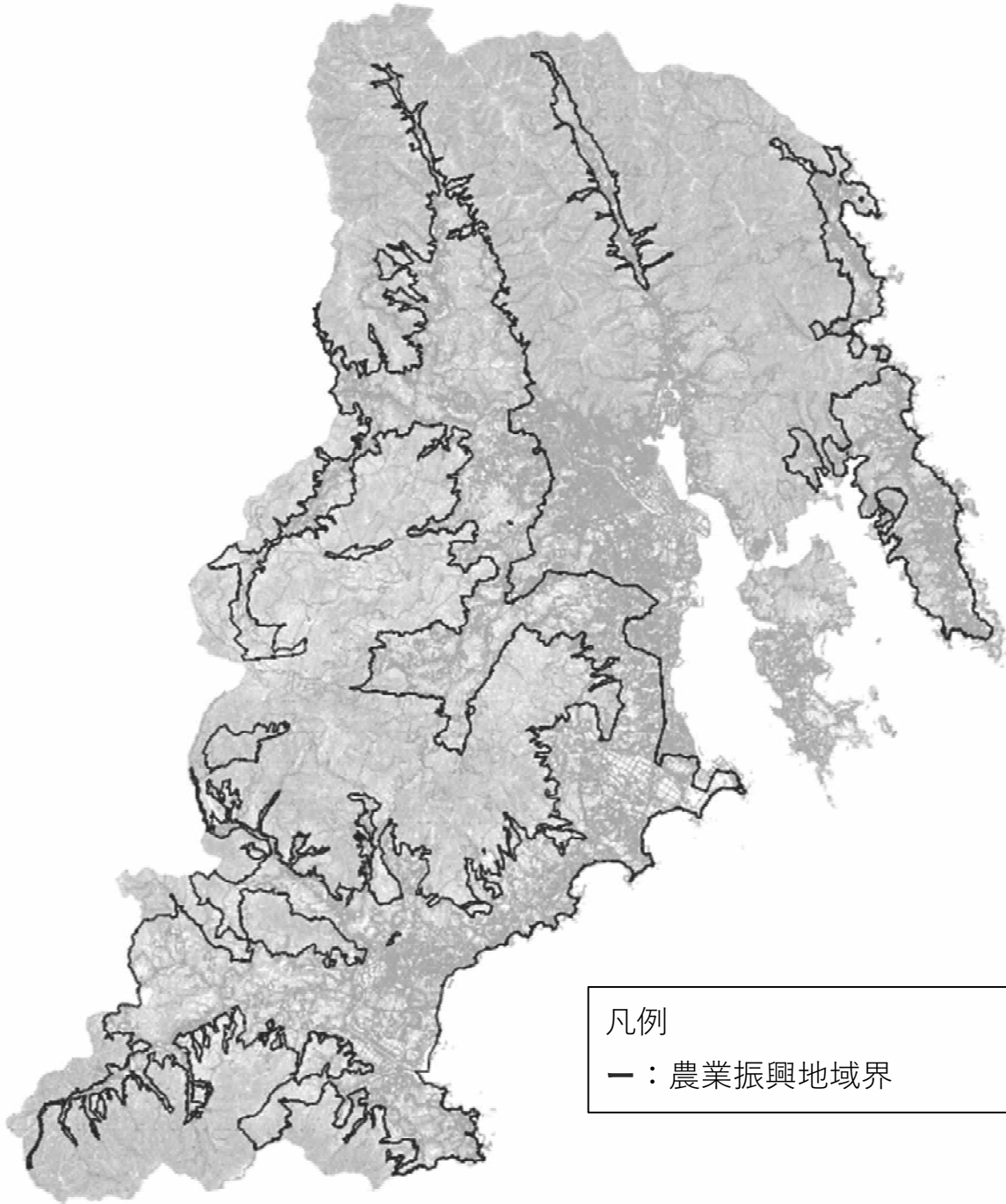
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六條第一項の規定により、気仙沼市に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の平面図の農業振興地域界の線に囲まれた区域

気仙沼市農業振興地域区域図



凡例

—：農業振興地域界

○宮城県告示第二百十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十九日から施行する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第二百十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第二百六十二号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十九日から施行する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼農業振興地域に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第二百十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十九年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十九日から施行する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

唐桑町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第二百二十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和三年六月から十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

令和3年6月～12月 収去

製造事業場等の
名称及び所在地

収去場所

飼料の名称

製造
(輸入)年

試 験 項 目

違反の内容

ナリーオン株式会社 大郷町	同左	ネオ・ナリーオンレップ	R03.6	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
大協物産株式会社 長浜事業場 石巻市	同左	60%フイッシュミール	R03.6	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
大協物産株式会社 長浜事業場 石巻市	同左	大協ギンザクE P 14P	R03.6	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
ニッカウキンスキー株式会社 仙台市	同左	ハイグロス	R03.4	動物性飼料－肉骨粉等	無
株式会社富士飼料 角田TMRセンター 角田市	同左	富士TMR	R03.8	動物性飼料－肉骨粉等	無
株式会社富沢商店 TMRセンター 山元町	同左	TMR元気な子牛	R03.8	動物性飼料－肉骨粉等	無
明治飼糧株式会社 TMRセンター 栗原市	同左	明治配合飼料 TMRスターブS1	R03.8	動物性飼料－肉骨粉等	無
朝日精麦株式会社登 米市	同左	こだわり前期	R03.8	動物性飼料－肉骨粉等	無
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホフイッシュミール63	R03.9	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
協同フイッシュミール株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フイッシュミール	R03.9	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイッシュミール	R03.11	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無
株式会社稲井 塩釜市	同左	60%イナホフイッシュミール	R03.11	重金属－カドニウム、鉛、水銀	無

栄養成分に関する検査

令和3年6月～12月 収去

宮 城 県 公 報

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違反の内容
大協物産株式会社 長浜事業場 石巻市	同左	60%フイツシユミール	R03.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
大協物産株式会社 長浜事業場 石巻市	同左	大協ギンザケEP 14P	R03.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
株式会社サイボク フイード 栗原市	同左	肥育6	R03.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	フイード・フン 重種セレクト	R03.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	ノーサン印刷豚肥育用配合 飼料 Sハイヌコア肉豚	R03.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
石巻魚糧工業株式会 社 石巻市	同左	イナホフイツシユミール63	R03.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
協同フイツシユミ ール株式会社 石巻工場 石巻市	同左	65%フイツシユミール	R03.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
JA全農北日本くみ あい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	くみあい飼料 仙台BEF	R03.10	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
JA全農北日本くみ あい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	くみあい飼料 繁殖かあーちゃん	R03.10	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
フイード・フン株式 会社 石巻工場 石巻市	同左	マルチエース74	R03.10	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛繁殖用	R0311	栄養成分等一粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育用飼料 ばく麦無添加	R0311	栄養成分等一粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
塩釜水産加工飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイツジュミール	R0311	栄養成分等一粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	無
株式会社船井 塩釜市	同左	60%イナホフイツジュミール	R0311	栄養成分等一粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	無

○宮城県告示第二百二十一号

県営多賀城地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年三月二十九日から令和四年四月二十六日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

○宮城県告示第二百二十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
宝環	農業用排水施設整備事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業））	令和二年七月二十八日
高館	農業用排水施設整備事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業））	令和三年六月二日
手樽	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））	令和三年三月二十四日

○宮城県告示第二百二十三号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
蛇沼向	区画整理事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和二年五月十五日
青木川	区画整理事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和二年五月十五日

○宮城県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市岩月台ノ沢三三の一、三四の三、三五の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒中野玉ノ井山一の一五六から一の一五九まで、一の一六三から一の一六七まで、一の一七一、一の一七二、一の一七五、一の一七七から一の一八〇まで、一の一八二から一の一八五まで、一の一八八、一の一八九、一の一三三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町耕野字入大四六から四八まで、四九の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字入大四六（次の図に示す部分に限る。）、四七、四八・四九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
令和四年三月二十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社鈴正工務店 鈴木 秀寿	主たる営業所の所在地 宮城県七ヶ浜町東宮浜字東兼田十一番地の九	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二 第五百十四号
--------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社鈴正工務店は、役員が平成二十八年十一月二十四日に仙台簡易裁判所から、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪で罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

これにより、法第八条第十二号に規定する欠格要件に該当することになったにもかかわらず、平成三十年八月二十九日に解体工事業に係る建設業許可を申請する際及び令和二年十月二十八日に建設業許可を更新申請する際に、当該欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書を提出し、いずれにおいても不正の手段により許可を取得した。

このことは、法第二十九条第一項第七号に該当する。

○宮城県告示第二百二十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 仙台塩釜線

三 道路の区域

変更の区間		変更後の			備考
		(敷地の幅員(メートル))			
前	A	三〇・〇	敷地の延長(メートル)	一九・三	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B					
C					

塩竈市舟入一丁目一四番八地先から同市中の島二番二地先まで

	D	後		A	D
		C	B		
	〇・〇 一・一	〇・〇 四・八	六・五 一五・〇	三〇・〇	一九・三
	三・一	一一・五	三三・〇		

○宮城県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森梁川線

三 道路の区域

変更の区間		変更後の		敷地の延長(メートル)
		(敷地の幅員(メートル))		
前	伊具郡丸森町字峠境国有林五二二林班わ小班地先から同郡同町字峠境国有林五二二林班わ小班地先まで	七・九 八・七	七・九 一・一	一五・〇
後		七・九 一一・一		一五・〇

○宮城県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 丸森梁川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一〇・三 二四・二	一〇・三 二四・二	一八五・〇
伊具郡丸森町字大畑二番三地先から 同郡同町字大畑七番一地先まで	一〇・三 二四・二	一〇・三 二四・二	一八五・〇	

○宮城県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一一・〇 六三・九	一一・〇 六三・九	二、六一四・九
石巻市湊字須賀松一番三地先から 同市緑町二丁目七番一六地先まで	一一・〇 六三・九	一一・〇 六三・九	二、六一四・九	

○宮城県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市雄勝町上雄勝三丁目八一番一地先から 同市雄勝町雄勝字味噌作二五番三地先まで	令和四年 三月三十一日 午前七時

○宮城県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市鮎川浜鬼形山一番八地先から 同市鮎川浜湊川三五番二地先まで	令和四年 三月三十一日

○宮城県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市舟入二丁目一四番八地先から 同市中の島二番一地先まで	令和四年 三月二十九日

○宮城県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原

土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森梁川線	伊具郡丸森町字峠境国有林五二二林班わ小班地先から同郡同町字峠境国有林五二二林班わ小班地先まで	令和四年三月二十九日

○宮城県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	山下停車場線	巨理郡山元町山寺字頭無番地先から同郡同町山寺字頭無一八五番二地先まで	令和四年三月三十日午後二時

○宮城県告示第二百三十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県道	大衡仙台線	黒川郡大和町テクノヒルズ六六番地先から同郡同町小野字後藤九番一三三番地先まで	令和四年四月一日

一 指定する道路

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦○・一二メートル以上、横○・二三メートル以上又は縦○・二三メートル以上、横○・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第二百三十八号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第五項の規定に基づき国土交通省東北地方整備局長から次のように道路の区域を変更する旨の通知があったので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 通知のあった年月日 令和四年二月十七日
- 二 道路の種類 一般国道
- 三 路線名 三四九号
- 四 道路の区域

変更の区間	変更の前後（メートル）	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考

伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地从先から 同郡同町大張川張字館二四番一地从先まで			
後		前	
B	A	B	A
八・七 一五六・一	五・一 六六・一	八・七 一五六・一	五・一 六六・一
六、〇〇九・〇	六、六七七・〇	六、〇〇九・〇	六、六七七・〇
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第二百三十九号

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により、水害予防組合を次のとおり廃止したので、同法第十六条の規定により告示する。

令和四年三月二十九日

一 組合の名称 阿武隈川下流左岸水害予防組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地 岩沼市桜一丁目六番二十号

三 廃止した日 令和四年三月十六日

○宮城県告示第二百四十号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

二・二・六六九十一号 北公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百四十一号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地

2 名称

四号 二ツ森通り緑道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・七号 郡山折立線

三 事業施行期間

「平成二十四年三月九日から平成三十八年三月三十一日まで」を「平成二十四年三月九日から令和十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・十六号 宮沢根白石線

三 事業施行期間

「平成二十七年六月二十三日から平成三十四年三月三十一日まで」を「平成二十七年六月二十三日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十号 本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年三月二十八日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月二十八日から令和四年九月三十日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号潮見町赤岩五駄鱈線及び三・四・十号本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年十一月十四日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十六年十一月十四日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類
気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十二号 南町魚市場線

三 事業施行期間

「平成二十六年七月二十二日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十六年七月二十一日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、普通県営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十三日次のとおり委託した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅並びにこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十三日次のとおり委託した。

十三日次のとおり委託した。

令和四年三月二十九日

一 委託の相手方
仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十九号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項に次の一号を加える。

四 窓口で取り扱う放置違反金並びにこれに係る仮納付金及び延滞金の収納

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項の規定により、令和四年度に宮城県が発注する土木一式工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から七までに定めるところにより申請し、八に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

- 1 及び2のいずれにも該当する者であること。
- 1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。
 - (一) 施行令第六十七條の四の規定に該当する者
 - (二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (三) 建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第三條第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七條の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者
- 2 土木一式工事における建設業法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値が、千二百点以上であること。

二 申請に必要な書類

- 1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書
- 2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限定）

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで（宮城県の休日を含め、平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 申請書の配布期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで（休日を除く。）

六 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

七 申請の方法

提出場所に申請書類を郵送すること。

八 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登載する。

九 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十 資格承認の有効期間

資格承認日から令和五年三月三十一日まで

十一 資格の更新手続

令和五年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十二 申請に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二一二二一三三三五）

〇宮城県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年三月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和四年三月十日	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
令和四年三月十日	青砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号三十七番地	理事
令和四年三月十日	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理事
令和四年三月十日	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷二十四番地	理事
令和四年三月十日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号十七番地二	理事
令和四年三月十日	千葉 正二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事
令和四年三月十日	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組八十五番地	理事
令和四年三月十日	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理事

二 退任した者

令和四年三月九日	星 洋一	遠田郡美里町北浦字彫堂十三番地	監事
令和四年三月九日	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監事
令和四年三月九日	上 田 綾 三	遠田郡美里町二郷字高玉五号十三番地	監事
令和四年三月九日	直 枝 光 男	遠田郡美里町南小牛田字江の内六十番地	理事
令和四年三月九日	佐々木 啓	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東五十三番地	理事
令和四年三月九日	繁 泉 勝 弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理事
令和四年三月九日	千 葉 令 一	遠田郡美里町北浦字中組八十五番地	理事
令和四年三月九日	千 葉 正 二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事
令和四年三月九日	須 田 正 明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号十七番地	理事
令和四年三月九日	後 藤 充 弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷二十四番地	理事
令和四年三月九日	中 塩 栄 一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理事
令和四年三月九日	青 砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号三十七番地	理事
令和四年三月九日	齋 藤 昌 徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
令和四年三月十日	及 川 一	遠田郡美里町字勘堂百四十六番地	監事
令和四年三月十日	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監事
令和四年三月十日	上 田 綾 三	遠田郡美里町二郷字高玉五号十三番地	監事
令和四年三月十日	千 葉 茂	遠田郡美里町南小牛田字下小牛田屋敷二十五番地一	理事
令和四年三月十日	佐々木 啓	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東五十三番地	理事

○宮城県告示第二百五十二号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千 葉 幸太郎

○宮城県告示第二百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年三月二十二日認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千 葉 幸太郎

○宮城県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、美里東部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年三月十六日認可した。

令和四年三月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千 葉 幸太郎

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 登米市追町佐沼字中江二丁目四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、四番九、四番十、五番一、五番二、五番三、五番九、五番十、五番十一、五番十二、十八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福島県郡山市谷島町五番四十二号
株式会社ヨークベニマル

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年三月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市上下堤字沼田六十五番一、六十六番、七十二番の一部、字富沢二十七番一の一部、二十八番一の一部、二十九番の一部、三十三番の一部、二十九番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市上下堤字富沢二十九番地
宗教法入濟興寺

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年三月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番一の一部、十一番二の一部、十一番四の一部、十一番五の一部、金堰五十番一の一部、五十一番二、五十二番の一部、五十三番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地
公益財団法人宮城県環境事業公社

教育委員会

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 学校運営協議会の設置、委員の任免及び適正な運営を確保するための措置を行うこと。
第二条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 学校運営協議会の委員の任免を行うこと。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第十八号中「幼稚園」を削る。

第十一条第一号中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第九号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成十一年宮城県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定する学校」を「に規定する県立学校の非常勤」に、「実施」を「実施」に改める。
第四条中「第五条」を「次条」に、「若しくは」を「又は」に改める。
第十二条第一項第四号ハ中「又は政令第八条第一項第四号」を「又は同号」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

様式第二十号中「(勤務)」や「(通勤)」及び「(校長名)」印」や「(校長名)」
「及び「公務により」や「公務又は通勤により」に改める。

「ふりがな」氏名 印
「ふりがな」氏名 印

氏名 印」や「委任者の氏名」印」

「委任場合」や「委任した場合」及び

「診療実数日数」	「診療開始日」	「年」	「月」	「日」	「診療開始日」	「(1)年」	「(2)年」	「(3)年」
	「診療開始日」	「年」	「月」	「日」		「(1)年」	「(2)年」	「(3)年」

「診療実数日数」や「診療実日数」及び「医師の氏名」印」

に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。」や「薬剤師の氏名」印」

や「薬剤師の氏名」に改める。

「ふりがな」氏名 印
「ふりがな」氏名 印

「職・氏名」印」や「職・氏名」印」

「医師氏名」印」や「氏名」印」
「他の法律」や「厚生年金保険法以外の法律」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」
「あつた」や「あつた」及び「その他」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」
「画」中「他の法律」や「厚生年金保険法以外の法律」及び「及び所轄会社保険事務所等」や「、所轄社会保険事務所等」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」

画)中「、その他」や「その他」に改める。

様式第八号中「障害者補償年金前払一時金請求書」や「障害補償年金前払一時金請求書」及び「障害補償年金前払一時金」及び「その他」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」
「氏名」印」や「氏名」印」

「氏名」印」や「氏名」印」

「調査対象年月」印」や「請求対象年月」印」

「欄」には、一の月ごとに」や「欄」は、一の月ごとの状況を」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」
「氏名」印」や「氏名」印」
「氏名」印」や「氏名」印」

「受給権者の氏名」に改める。「、生年月日」及び「死亡学校医等との続柄又は関係」や「すべて」及び「並びに第三者」に改める。

「氏名」印」や「氏名」印」
「氏名」印」や「氏名」印」

「氏名」印」や「氏名」印」
「氏名」印」や「氏名」印」

「氏名」印」や「氏名」印」

「氏名」印」

「氏名」印」

「氏名」印」

「」に改める。

様式第二十二号中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号、様式第十一号の二、様式第十二号及び様式第十四号中「㉓」を「㉔」に改める。

「 1 書換の理由

様式第十六号中「㉑」を「㉒書換」に、 2 異動前の本籍地及び氏名 を

「 記 』 」

「 記 1 書換の理由

2 異動前の本籍地及び氏名 に改める。」

様式第十七号中「㉕」を「㉖書換」に改める。

様式第十八号中「㉗」を「㉘書換」に改める。

様式第十九号中「㉙」を削る。

様式第二十号中 「㉚」を「㉛書換」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉑」を「㉒書換」に改め、「㉓」を削る。

様式第二号中「㉔」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「㉕」を「㉖書換」に改め、「㉗」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二高校卒の項中「から二級三十六号俸まで」を削り、同表中学卒の項中

「一級十七号俸から二級二十号俸まで」を「一級二十一号俸」に改め、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和三年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「から二級三十六号俸まで」及び「から二級三十号俸まで」を削り、「二級十七号俸から二級二十号俸まで」を「二級二十一号俸」に、「二級十一号俸から二級十四号俸まで」を「二級十五号俸」に改める。

附則第四項中「から二級三十六号俸まで」及び「から二級三十二号俸まで」を削り、「二級十七号俸から二級二十号俸まで」を「二級二十一号俸」に、「二級十三号俸から二級十六号俸まで」を「二級十七号俸」に改める。

附則第五項中「から二級三十六号俸まで」及び「から二級三十四号俸まで」を削り、「二級十七号俸から二級二十号俸まで」を「二級二十一号俸」に、「二級十五号俸から二級十八号俸まで」を「二級十九号俸」に改める。

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十三号

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成四年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改め、「」に改め、

(県教委記入欄)			
受理年月日	年	月	日
決裁年月日	年	月	日
決 裁 欄			職 名 氏 名 印
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認

を削る。

様式第一号の二中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第二号中「印」を削る。

様式第三号中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第四号中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改め、「(県教委記入欄)」及び

受理年月日	年	月	日	職 名 氏 名 印
決裁年月日	年	月	日	
決 裁 欄				
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	

を削る。

様式第五号(表面)中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改め、「」に改め、

受理年月日	年	月	日	職 名 氏 名 印
決裁年月日	年	月	日	
決 裁 欄				
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十四号

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(所属長総印)」を削り、「氏名」を「氏名」に改め、「」に改め、

」に改め、

「(県教委記入欄)

受理年月日	年	月	日	職	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日		氏名	印
決 裁 欄						

を削る。

様式第二号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十五号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「氏 名 印」を「氏 名 (白署)」に改める。

第三号様式中「氏 名 印」を「氏 名 (白署)」及び「又は」を「.又は」に改める。

第四号様式中「氏 名 印」を「氏 名 (白署)」及び「すなわて」を「念へ」に改める。

第五号様式中「印」を「(白署)」に改める。

第六号様式中「氏 名 印」を「氏 名 (白署)」に改める。

第七号様式中

「免許状更新講習免除申請書」を「免許状更新講習免除認定申請書」及び「氏 名 印」を「氏 名 (白署)」に改める。

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十六号

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則(平成二十六年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(所属長経由印)」を削り、「氏 名 印」を「氏 名 印」に改め、

」に改め、

「(県教委記入欄)

受理年月日	年	月	日	職	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日		氏名	印
決 裁 欄						

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要

を

「(県教育委員会記入欄)

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要

に改める。

様式第二号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 伊 東 昭 代

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一第二号の表第八号中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。
 別表第一第五号の表第一号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 幼稚園及び分校の設置廃止の届出並びに幼稚園の 設置者、名称、位置及び学期の変更の届出の受理	課長
--	----

別表第一第六号の表第六号中「ただし、仙台市及び石巻市が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒に係るものに限る。」を削り、同号7中「命令」の下に「(市町村が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程（昭和五十二年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の項1中「(前期・後期)」を削り、同項3中「主査級研修」の下に「(昇任者)」を加え、同項中7を9とし、6の次に次のように加える。

7 新任班長研修

本庁、地方機関又は教育機関（県立学校を除く。）の班長に発令された者

8 新任事務室長研修

県立学校の事務室長に発令された者

別表第一の項中5を削り、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 主査級研修（経験者）

主査に発令されてから三年を経過した者

別表第二の項中「総務課長」を「所長等」に改める。

別表第三の項2を次のように改める。

2 新任学校司書研修

初めて県立学校の学校司書に発令された者

別表第三の項3中「学校図書館担当事務職員研修」を「学校司書研修」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程（平成三年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「宮城県教育委員会」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 広範囲にわたる規模の行事について共催等の承認を行う場合 宮城県教育委員会

二 一の教育事務所の所管区域内に限って行われる行事について共催等の承認を行う場合 当該教育事務所の名称

第四条中「教育長は、次の各号のすべてに該当する行事」を「教育長又は教育事務所長（以下「教育長等」という。）は、教育長にあつては前条第一号に定める名義に係る行事、教育事務所長にあつては同条第二号に定める名義に係る行事で、それぞれ次の各号のすべてに該当するもの」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第九号中「無い」を「ない」に改め、同条を同条第八号とする。

第五条第一項中「教育委員会の」を削り、「教育長」を、「第三条第一号に定める名義については教育長に、同条第二号に定める名義については当該教育事務所長」に改め、同条第二項及び第八条中「教育長」を「教育長等」に改める。

様式第一号から様式第五号までの規定中「宮城県教育委員会教育長」を「宮城県教育委員会教育長又は○○教育事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「県立学校長等」を「教育機関の長」に改める。

別表二の項第一号中「の施行に関する次の事務」を「第十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問」に改め、同号中1から7までを削り、同表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、同項の次に次の一項を加える。

七 美術館長	美術館条例（昭和五十六年宮城県条例第二十号）の施行に関する次の事務
1	第五条の規定による施設の使用許可
2	第六条の規定による施設の使用許可の取消し
3	第七条第二項ただし書及び第三項の規定による使用料の後納の承認等
4	第八条第一項ただし書及び第二項の規定による観覧料等の返還等
5	第九条の規定による観覧料等の減免等
6	別表第一の特別展示に係る観覧料の額の決定

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、地方機関及び教育機関」を「及び地方機関等」に改める。

第五条中「教育長」を「福利課の事務を整理する副教育長」に改める。

第六条中「副教育長」を「前条に定める副教育長以外の副教育長」に改める。

第十二条第二項中「若しくは衛生管理者等」を「、衛生管理者等」に改める。

第十三条第一項中「（以下）を。」以下に、「安衛法第十二条の二」を「第十二条の二」に改める。

第十五条第三項中「する」を「し、衛生担当若し選任報告書（様式第一号）をもつて報告しなければならない」に改める。

第十六条第一項中「当該作業の」を「当該作業に」に改め、同条第三項中「する。（様式第二号）」を「し、作業主任者選任報告書（様式第二号）をもつて報告しなければならない。」に改める。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 総務課長、福利課長及び教職員課長

第十九条第一項第三号を削り、同項第四号中「者」を「者」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 衛生管理者（本庁所属）

第十九条第一項第六号中「その他の」を「その他」に、「者」を「者」に改め、同条第二項第四号中「うちから」を「うち」に、「者のうち」を「者であつて」に、「指名する者」を「指名するもの」に改める。

第二十二条第四項中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「出」を削る。

様式第三号中「警中警中警中警中警中警中警中」を「衛生委員会職員選任指名報告書」に改める。

<p>「出」を削り、</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">備</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">考</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>を</p>	備		考						<p>に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">備</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">考</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">安全衛生管理者</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">健康管理医</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">衛生管理者又は衛生推進者</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">所属長が指名する者</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>に改める。</p>	備		考			安全衛生管理者				健康管理医				衛生管理者又は衛生推進者				所属長が指名する者		
備		考																											
備		考																											
	安全衛生管理者																												
	健康管理医																												
	衛生管理者又は衛生推進者																												
	所属長が指名する者																												

様式第四号を次のように改める。

々

様式第4号 (第23条関係)

_____ 衛生委員会開催状況報告書 (第 回)

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

(所属長)

下記のとおり審議し(又は決定し)ましたので報告します。

開 催 日 時	年 月 日 時 分から 時 分
開 催 場 所	
出 席 者	議 長
※職名・氏名記入	安全衛生管理者
※出席人数により適宜増減	衛生管理者 (衛生推進者)
	衛生担当者
	健康管理医
	委 員
議 題	審 議 内 容 ・ 決 定 事 項 等
◎安全衛生管理について困っていること・意見・要望等があれば記載	

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時及び非常勤の者」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び臨時職員」に改める。

第二条第三項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第四項中「なくなった」を「なくなった」に改める。

第四条中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に、「うえ」を「上」に改める。

第六条第一項中「なつた」を「なつた」に改める。
第七条第二項中「異なつた」を「異なつた」に改める。

第七条の二第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。
第七条の五第二項中「あつて」を「あつて」に改める。

第十一条第二項中「そなえて」を「備えるため」に改める。

附則第二項第二号の表朝型勤務Aの項休憩時間の欄中
午後零時から
午後零時四十五分まで

午後零時から午後一時
までの間で四十五分間
に改め、同表朝型勤務Bの項休憩時間の欄中

午後零時から
午後零時四十五分まで
を
午後零時から午後一時
までの間で四十五分間
に改める。

様式第一号の裏面中「なつた」を「なつた」に、「縦3.5cm 横2.5cm」を「縦3.0cm 横2.4cm」に改める。

様式第二号中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

様式第四号中「㊦」を削る。

様式第六号中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮城県教育庁等職員服務規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県教育庁等職員服務規程の規定によるものとみなす。

○宮城県教育委員会訓令甲第九号

宮城県教育委員会に属する職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する職員の修学部分休業に関する規程（平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「氏名 印」を「氏名 氏名 印」に、

所属長意見	受理年月日	年	月	日	所属長名	印
	決裁年月日	年	月	日		
決裁欄					職	氏名 印

所属長意見

様式第一号及び様式第三号中「(所属長捺印)」を削り、「氏名 氏名 印」を「氏名 氏名 印」に改める。

名「」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年三月二十九日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第十号

宮城県教育委員会に属する職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する職員の高齢者部分休業に関する規程（平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「氏名」を「氏名」に、「

所属長意見						所属長名	印
受理年月日	年	月	日			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日				
決裁欄						職	氏名
							印

を

所属長意見						
-------	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第二号中「(所属長総由印)」を削り、「氏名」を「氏名」に、「

」に改める。

様式第三号中「氏名」を「氏名」に、「

所属長意見						所属長名	印
受理年月日	年	月	日			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日				

決裁欄										職	氏名	印
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----	---

を

所属長意見											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この訓令は、令和四年三月二十九日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則十一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一―四十八

人事委員会規則十一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、

人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「オリンピック・パラリンピック大会推進局長」を削る。

別表第二保健福祉事務所の項中「地域事務所副所長」及び「地域事務所部長」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一―二十七六

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一塩竈市の項市長部局の規定中「理事」の次に「技監」を加え、「人事給与係長」を「人財育成係長」に改め、教育委員会の規定中「総務係長」を「教育総務係長」に改め、「市民交流センター」の規定を削り、同表多賀城市の項中「部長 市長公室長 次長 会計管理者 局長 課長 室長 理事 副理事 参事」を「部長 理事 次長 副理事 会計管理者 局長 課長 室長 参事」に、「課長補佐 総務企画係長」を「課長補佐 総務法令係長 企画調整係長 地域福祉係長 都市計画係長」に、「教育部長 次長 学校教育監 課長 理事 副理事 参事」を「教育部長 理事 次長 副理事 参事 学校教育監」に改め、同表石沼市の項中玉浦コミュニティセンターの規定の次に

「岩沼西コミュニティセンター」所長
を加え、同表登米市の項中「財政係長」を「財政一係

長」に改め、同表大崎市の項中公民館、図書館の規定の次に

「地域交流センター」センター長
を加え、同表富谷市の項中「(総務課関係)」を「(総

務課人事組織管理室関係)」に、「課長補佐(人事を担当するものに限る。)」を「室長補佐(人事を担当するものに限る。)」に改め、教育委員会の規定の次に

「監査委員 事務局 局長」
を加え、同表亘理町の項中二杉園の規定

を削り、図書館の規定の次に
「郷土資料館 館長」
を加え、同表山元町の項

中「室長」を削り、支所の規定の次に
「保育所 所長」
を加え、同表松

島町の項町長部局の規定中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、教育委員会の規定中「課長」を「教育次長 課長」に、スポーツ振興センターの規定を

「幼稚園 園長」
に改め、同表大郷町の項議会の規定中「局長」の次に

「主幹」を加え、町長部局の規定中「課長」の次に「技監 主幹」を加え、教育委員会の規定中「課長」の次に「主幹」を、「館長」の次に「主幹」を加え、農業委員会の規定中「局長」の次に「主幹」を加え、同表女川町の項教育委員会の規定中「事務局」を「教育局」に、「課長」を「局長」に改め、農業委員会の規定を削る。

別表第二大崎地域広域行政事務組合の項中財政係長の次に「総務課主幹、主査及び主事(人事及び服務を担当するものに限る。)」を加える。

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則十二―二十五

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)に基づき、人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第二公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の項を削り、同表に次のように加える。

全国知事会 東京都千代田区

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した「備品の管理について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和4年3月29日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和4年3月29日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記2のとおり。

2 監査結果

令和2年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団体名	実施年月日	監査の結果等
仙台臨海鉄道株式会社	4. 1. 24	1 団体の事業概要 仙台港及びその背後の工業地帯と全国鉄道網を結ぶ貨物鉄道事業を主な事業として行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 240,000,000円（出資割合33.3%） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

き指摘事項はなかった。

公益財団法人
宮城県文化振興財団

4. 1. 20

1 団体の事業概要
文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等を行うほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。

2 県の財政的援助等の内容
[出資金]
1,155,000,000円（出資割合99.7%）
[補助金]
宮城県文化芸術活動支援事業補助金等 23,215,000円
[公の施設の管理]
宮城県民会館 255,174,948円
（宮城県民会館管理運営共同企業体の一員）

3 監査の結果
県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人
慶長遣欧使節船協会

3. 11. 4

1 団体の事業概要
地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的実績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行うほか、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。

2 県の財政的援助等の内容
[出資金]
500,000,000円（出資割合50.0%）
[公の施設の管理]
宮城県慶長使節船ミュージアム 135,830,255円

3 監査の結果
理事会及び評議員会の議決が行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。

社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

4. 1. 20

1 団体の事業概要
社会福祉事業の企画・調査及び普及、社会福祉法に基づき第一種・第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修その他地域福祉の推進を目的とした各種事業のほか、宮城県船形の郷等の指定管理業務を行っている。

2 県の財政的援助等の内容
[出資金]
10,000,000円（出資割合90.9%）
[補助金]

<p>宮城県社会福祉協議会補助金等 〔負担金〕 介護支援専門員実務研修受講試験負担金等 4,193,159円</p>	<p>8,536,004,700円</p>	<p>〔出資金〕 1,722,600,000円 (出資割合61.0%) 〔補助金〕 宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金等 226,204,577円</p>	<p>〔交付金〕 元気のであるみやぎの担い手育成・確保推進交付金 12,069,000円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和2年度末残高 73,597,357円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る令和2年度末借入金残高 71,775,000円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 78,496,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>3. 12. 1 1 団体の事業概要 県立2病院を運営し、高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 160,235,890円 (出資割合100.0%) 〔補助金〕 宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金等 162,759,000円 〔負担金〕 運営費負担金 3,386,709,024円 〔貸付金〕 短期貸付金 1,000,000,000円 長期貸付金に係る令和2年度末残高 6,321,240,372円 3 監査の結果 期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>4. 1. 26 1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合49.97%) 〔補助金〕 森林経営管理市町村支援事業補助金等 14,829,162円 3 監査の結果 理事会及び評議員会の議決が行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養及び自然環境の保全を図るため、造林及び育林等の緑化に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (出資割合86.9%)</p>
<p>4. 1. 26 1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>3. 12. 23 1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養及び自然環境の保全を図るため、造林及び育林等の緑化に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (出資割合86.9%)</p>	<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養及び自然環境の保全を図るため、造林及び育林等の緑化に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (出資割合86.9%)</p>

	<p>〔補助金〕 森林育成事業補助金等 125,691,975円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和2年度末残高 994,567,305円 3 監査の結果 業務請負契約において、契約書に基づいた事務手続きが行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>	<p>公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター</p>	<p>3. 11. 5 1 団体の事業概要 暴力団追放意識の高揚と浸透を図るため、広報啓発事業及び相談事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 300,000,000円（出資割合48.4%） 〔補助金〕 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター活動補助金 3,281,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>宮城県道路公社</p>	<p>3. 12. 23 1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改築、維持、修繕の事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000円（出資割合100.0%） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 4,528,020円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る令和2年度未借入金残高 4,604,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益社団法人 宮城県バス協会</p>	<p>4. 1. 21 1 団体の事業概要 旅客自動車運送事業の公益性維持と健全な発展を図るため、輸送の安全・環境に係る普及事業やバス輸送改善推進事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県バス事業振興補助金 36,200,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>宮城県住宅供給公社</p>	<p>3. 11. 18 1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合住宅の供給及び公営住宅の管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円（出資割合93.8%） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 11,013,924円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和2年度末残高 372,275,000円 〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 30,255,032円 3 監査の結果 (1) 立替金において、精算が遅延しているものが認めら</p>	<p>セントラルスポーツ 株式会社</p>	<p>4. 1. 12 1 団体の事業概要 スポーツクラブの運営等の事業を行っており、宮城県仙南総合ゾールの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県仙南総合ゾール 30,657,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>			<p>特定非営利活動法人 社の伝言板ゆるる</p>	<p>4. 1. 18 1 団体の事業概要 NPO（民間非営利活動組織）やボランティア団体等</p>
--	---	----------------------------------	--	----------------	---	---------------------------	--	------------------	---	---------------------------	--	--	--	-------------------------------	--

	<p>が活動しやすい環境づくり及び地域の人材がボランティアに参加しやすい環境づくりに寄与するため、情報収集と提供、講座・研修等の企画・運営、市民団体等に対する支援等を行っており、宮城県民間非営利活動プログラザの指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県民間非営利活動プログラザ 監査の結果 33,261,000円</p> <p>3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>株式会社 東北ダイケン</p>	<p>3. 12. 23</p> <p>1 団体の事業概要 総合ビルメンテナンス事業等を行っており、加瀬沼公園等の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設 12,291,518円 (中央公園及びリバーウォーク) 加瀬沼公園 19,800,000円 仙台港多賀城地区緩衝緑地 29,638,888円 岩沼海浜緑地 30,800,000円 矢本海浜緑地 18,740,740円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般財団法人 みやぎ婦人会館</p>	<p>4. 1. 13</p> <p>1 団体の事業概要 婦人の組織活動の助長や教養の向上等を図るため、各種研修会、講座、講演会等の事業を行うほか、宮城県婦人会館の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県婦人会館 13,675,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査

基準第2条第1項第1号の規定により令和4年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和4年3月29日

宮城県監査委員	高橋伸二
宮城県監査委員	渡辺忠悦
宮城県監査委員	成田由加里
宮城県監査委員	吉田計

1 監査実施機関及び監査実施日
監査実施機関
監査実施日

○総務部

地方機関

大河原県税事務所

1月12日

仙台南県税事務所

1月6日

仙台中央県税事務所

1月20日

仙台北県税事務所

1月26日

○震災復興・企画部

地方機関

東京事務所

3月3日

○環境生活部

地方機関

動物愛護センター

2月8日

○保健福祉部

地方機関

仙台保健福祉事務所

2月28日

北部保健福祉事務所

3月1日

東部保健福祉事務所登米地域事務所

1月24日

女性相談センター

2月17日

さわらび学園

2月10日

リハビリテーション支援センター

1月14日

○経済商工観光部

地方機関

報 告 書 公 報 城 県

大阪事務所	2月22日	築館高等学校	3月4日
大河原地方振興事務所	2月15日	仙台二華高等学校	2月4日
仙台地方振興事務所	2月16日	仙台二華中学校	2月4日
気仙沼地方振興事務所	1月27日	石巻好文館高等学校	2月16日
白石高等技術専門学校	1月5日	村田高等学校	3月3日
仙台高等技術専門学校	3月1日	志津川高等学校	1月18日
松島公園管理事務所	2月3日	泉高等学校	2月28日
○農政部		仙台向山高等学校	2月10日
地方機関		仙台南高等学校	2月22日
農業大学校	2月2日	松山高等学校	2月7日
仙台家畜保健衛生所	1月7日	仙台西高等学校	1月6日
○土木部		泉館山高等学校	3月1日
地方機関		柴田高等学校	2月14日
大河原土木事務所	1月12日	宮城野高等学校	2月18日
仙台上木事務所	2月17日	黒川高等学校	2月28日
東部土木事務所	1月13日	伊具高等学校	2月9日
仙台塩釜港湾事務所	2月18日	亘理高等学校	2月3日
仙台地方ダム総合事務所	2月8日	水産高等学校	2月21日
○教育庁		気仙沼向洋高等学校	1月28日
地方機関		工業高等学校	2月25日
仙台教育事務所	1月26日	古川工業高等学校	3月1日
北部教育事務所	3月4日	大河原商業高等学校	1月11日
気仙沼教育事務所	1月19日	石巻商業高等学校	3月1日
図書館	2月7日	鹿島台商業高等学校	2月22日
美術館	2月4日	第二工業高等学校	2月9日
松島自然の家	2月3日	視覚支援学校	1月7日
仙台第二高等学校	1月24日	聴覚支援学校	1月11日
仙台第三高等学校	3月1日	光明支援学校	2月25日
白石高等学校	2月9日	船岡支援学校	3月1日
角田高等学校	2月8日	西多賀支援学校	3月1日
石巻高等学校	1月13日	金成支援学校	3月4日

<p>角田支援学校 名取支援学校 支援学校岩沼高等学園 小松島支援学校</p> <p>○警察本部 地方機関</p> <p>仙台中央警察署 仙台南警察署 仙台北警察署 仙台東警察署 泉警察署 若林警察署 塩釜警察署 岩沼警察署 大和警察署 石巻警察署 気仙沼警察署 南三陸警察署 遠田警察署 築館警察署 加美警察署 白石警察署 角田警察署 亘理警察署</p> <p>2 監査結果</p>	<p>3月1日 1月14日 2月28日 3月4日</p> <p>2月2日 1月11日 2月1日 2月28日 2月28日 2月14日 1月20日 3月4日 2月9日 2月16日 2月28日 2月7日 2月22日 2月1日 2月7日 3月4日 2月28日 2月28日</p>	<p>令和2年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。</p> <p>なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意</p>	<p>をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 大河原県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・令和2年度収入未済額 現年度分 75,180,524円 過年度分 215,648,384円 合 計 290,828,908円</p> <p>・令和元年度収入未済額 現年度分 78,420,930円 過年度分 236,737,768円 合 計 315,158,698円</p> <p>(2) 仙台南県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・令和2年度収入未済額 現年度分 205,109,657円 過年度分 158,876,020円 合 計 363,985,677円</p> <p>・令和元年度収入未済額 現年度分 107,945,959円 過年度分 193,570,207円 合 計 301,516,166円</p> <p>(3) 仙台中央県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・令和2年度収入未済額</p>
--	---	--	--

報 告 書

現年度分	1,129,048,947円
過年度分	564,096,230円
合 計	1,693,145,177円

・令和元年度収入未済額

現年度分	589,025,667円
過年度分	664,034,191円
合 計	1,253,059,858円

(4) 仙台北県税事務所
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額	
現年度分	238,950,118円
過年度分	171,685,216円
合 計	410,635,334円

・令和元年度収入未済額

現年度分	167,549,020円
過年度分	146,794,618円
合 計	314,343,638円

(5) 動物愛護センター
会計事務等に係る内部牽制において、不適切な対応が認められたので、改善及び是正されるよう対策を講じられたい。

(内容)

- 令和2年度及び令和3年度の会計事務指導検査において、同様の不備が継続して指摘されていることに加え、さらに新たな不備が指摘されるなど、改善や是正に向けた十分な取組がなされておらず、地方出納員としての審査確認及び管理職としての職員のフォローを含めた指揮監督も適切に行われていない状態にあるもの。
- 個人住民税の支払遅延並びに現金領収書の受払簿の未記入が指摘されていたが、定期監査においても同様の不備が確認されたもの。

(6) 動物愛護センター

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制

の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

- 会計年度任用職員の個人住民税について、納入すべき金額と異なる金額の払出しを行い、不足額を立替払いしたものの。

・件数	1件
・正払出金額	8,300円
・誤払出金額	8,250円
・立替払額	50円
- 会計年度任用職員の12月期期末手当に係る所得税について、払出しを行っていないかつたもの。

・件数	1件
・控除額	19,764円

(7) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額	
現年度分	5,582,642円
過年度分	71,548,583円
合 計	77,131,225円

・令和元年度収入未済額

現年度分	8,607,483円
過年度分	70,092,202円
合 計	78,699,685円

(8) 仙台地方振興事務所

歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

R2名取地区(農地復興) - 245号名取地区西部分区分外確定測量補足業務に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していなかったもの。

・件数	1件
-----	----

報 告 書 公 報

<p>(9) 気仙沼地方振興事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事において、監督員の不在期間が発生していたもの。</p> <p>・件数 3件</p> <p>・工事名 (1) 平成30年度漁環交浦－A01号 浦の浜漁港浦の浜地区環境整備工事</p> <p>(2) 平成30年度県債海交復浦－A01号 浦の浜漁港浦の浜地区防潮堤工事</p> <p>(3) 平成30年度海交復浦－A02号 浦の浜漁港浦の浜地区陸間製作据付工事</p> <p>(10) 仙台土木事務所</p> <p>歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>賃貸借契約に係る契約保証金について、契約期間満了後に受注者に返還していなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 669,600円</p> <p>(11) 仙台塩釜港湾事務所</p> <p>予算調整において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和元年度において、同年度契約の委託契約1件及び工事請負契約1件について、精算調査作成の際、前金払済であったにもかかわらず契約額全額を繰越として事務処理を行い、予算不足となったことから、完了払済であった他の工事請負契約の一部について、年度訂正を行うことにより、不足した予算を確保していたもの。</p> <p>・件数 2件</p> <p>・金額 23,990,000円</p> <p>(12) 仙台塩釜港湾事務所</p>	<p>補償金において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和元年度貞山2号上屋基礎転石撤去工事に伴う電線移転工事の補償金について、支払期限に遅延し、延滞金が発生したものの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 248,126円</p> <p>・延滞金 3,900円</p> <p>(13) 美術館</p> <p>歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>6月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したものの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 32,700円</p> <p>・督促手数料 100円</p> <p>(14) 仙台第二高等学校</p> <p>高等学校等就学支援金事務において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>世帯の合算所得金額が当該受給資格要件を満たしているか確認すべきところ、これを怠り認定可として支給し、それを授業料に係る債権の弁済に充てたもの。</p> <p>・件数 49件</p> <p>(うち返還対象となったものは34件、3,831,300円)</p> <p>(15) 白石高等学校</p> <p>委託料において、二重払が認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>看護科専攻科生徒臨地実習指導業務について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。</p> <p>・件数 1件</p>
---	---

<p>・金額 176,000円</p> <p>(16) 仙台二華高等学校 歳入歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して研修会の費用等に充てていたものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 3件</p> <p>・金額 2,350,000円</p> <p>(17) 黒川高等学校 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>委託業務において、提出された成果品に手直しが必要だったにもかかわらず、履行期間の延長に係る変更契約を行うことなく、履行期間内に業務完了したものと整理し、履行期間後に成果品の手直しを行ったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・業務名 機械科職員室エアコン設置工事設計業務</p> <p>(18) 水産高等学校 教育財産において、引き続き財産の報告が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>取得した第二グラウンド防砂ネットについて、財産の異動報告が行われていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・台帳価格 9,212,000円</p> <p>(19) 気仙沼向洋高等学校 収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>入学者選抜手数料に係る収入証紙貼用実績簿の作成がなく、消印もされていなかったもの。</p> <p>・件数 80件</p>	<p>○宮城県公安委員会規則第4号 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>令和4年3月29日</p> <p>宮城県公安委員長 森山 博</p> <p>青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>様式第5号を次のように改める。</p>
<p>公安委員会</p>	

様式第5号 (第5条関係)

(表)

5.4cm	写真	身分証明書 氏名	第 号
上記の者は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第10条第2項の規定により立ち入りを行う警察職員であることを証明する。 年 月 日 宮城県公安委員会 印			
8.56cm			

(裏)

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(抜粋)

第10条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者が利用カード販売等を行う場所に立ち入ることができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第5号

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

宮城県公安委員長 森山 博

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(宮城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 宮城県警察国有物品管理規則(昭和39年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「それぞれ押印」を「よりその状況を明らかに」に改める。

第22条中「して押印」を削る。

様式第1号、様式第2号の2及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「印」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号甲 (第11条関係)

(No. _____)

品 目	規 格	受		領		返		納		摘 要
		数 量	年 月 日	数 量	年 月 日	数 量	年 月 日	物 品 借 用 員 氏 名		

物 品 使 用 書	使 用 期 間	使 用 職 員 (主 任 者) 氏 名	使 用 期 間	使 用 職 員 (主 任 者) 氏 名
	自 至		自 至	

課 (係)

様式第6号、様式第7号及び様式第8号中「印」を削る。
様式第10号及び様式第12号中「印」を削る。

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第2条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「印」を削る。

様式第30号の4中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、
当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2(第1条関係)

路線名	区	間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から 栗原市釜成片島合手納地内岩手県境まで	
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足字中ノ久保地内から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで	
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野丙21番7先から 亶理郡亶理町逢隈中葉字新田39番1先まで	
一般国道4号	白石市越河字榑口地内福島県境から 栗原市釜成有壁下大沢田地内岩手県境まで	
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市志波姫期口沖408番1先まで	

一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から 仙台市太白区茂庭字人米田中67番1先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 気仙沼市東八幡前160番1地先まで
一般国道45号	気仙沼市唐桑町字境10番地先から 気仙沼市唐桑町字竹の祖37番4地先岩手県境まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城県利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城県松島町根廻字桐田15番1先から 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境先まで
一般国道47号	大崎市古川字木庭島256番1先から 大崎市鳴子温泉字四原33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字大蔵35番1地先から 仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江字寺前89番1地先から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号 (古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から 大崎市古川宮内字後畑11番先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉字宮戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉鬼字軍沢岳地内秋田県境まで
一般国道108号	石巻市茜平一丁目23番6地先から 石巻市蛇田字菰巻37番1地先まで
一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山20番1先から 伊具郡丸森町筆甫字下南山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで

一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで	主要地方道塩釜港線	塩釜市港町一丁目75番地先から 塩釜市港町二丁目127番地先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで	主要地方道塩釜港線	塩釜市貞山通二丁目57番6地先から 塩釜市港町二丁目335番1地先まで
一般国道398号	登米市追町北方字谷地前181番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで	主要地方道亘理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
一般国道398号	栗原市志波姫堀口西風前21番地3地先から 栗原市築館伊豆一丁目26番3地先まで	主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市権松字新橋105番1先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで	主要地方道岩沼蔵王線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩釜市港町一丁目75番地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩釜市大日向町135番6地先から 宮城県利府町利府字新大谷地30番3地先まで	主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北畑ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道仙台松島線	宮城県利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城県松島町根廻字利田15番1先まで	主要地方道泉塩釜線	塩釜市東玉川町26番地先から 塩釜市東玉川町32番地先まで
主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで	主要地方道築館登米線	登米市岩柳字川南新田東519番1地先まで 栗原市築館字森沢後沢道北6番1地先から 栗原市若柳字新沼尻81番5地先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴東北北大崎字吉原河淵66番2先から 宮城県松島町初原字原1番10先まで	主要地方道築館登米線	登米市中田町石森字表66番1地先から 登米市中田町浅水字新沼尻81番5地先まで
主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前一丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字流ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで
主要地方道塩釜亘理線	名取市閑上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先から	主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字流ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から 亘理郡亘理町字田館61番21先まで	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩釜市苜畔町115番2先から 宮城県七ヶ浜町蓮山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区仙台北一丁目3番6地先から 仙台市宮城野区仙台北一丁目3番3地先まで	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目17番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで
主要地方道塩釜亘理線	名取市牛野字内海204番1地先から 名取市杉ヶ袋字横手254番1地先まで	一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前一丁目489番地先から 多賀城市町前一丁目無番地先まで	一般県道閑上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで

一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑5番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道石巻港イソター線	東松島市赤井字八反谷地69番2先から 東松島市赤井字南三225番1先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢17番先まで
一般県道大衡仙台線	黒川郡大和町テラクノヒルス66番地先から 黒川郡大和町小野字後藤9番地の13先まで
一般県道豆理イソター線	亶理郡亶理町遠藤中泉字大原236番地先から 亶理郡亶理町遠藤牛袋字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城県利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城県利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字人生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
一般県道石巻女川イソター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道147番地先まで
市道定輝寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇巻一丁目5番1先から 仙台市宮城野区扇巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで

市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8先まで
市道原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(北西角)から
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町六丁目1番1地先から 仙台市宮城野区扇町七丁目3番14地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
市道原町岡田(その2)線	仙台市若林区御町五丁目2番13地先から 仙台市若林区御町五丁目3番8地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道長町2号線	仙台市太白区長野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道荒巻大和町線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
市道南錦町東玉川町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道浜街道線	塩竈市南錦町149番6地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで
市道桜木栄線	名取市下余田字中荷436番先から 名取市上余田字上合44番7地先まで
市道工場街路一号线	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
市道工場街路二号线	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで
	多賀城市明月二丁目118番2地先から 多賀城市宮内二丁目118番2地先まで

市道工場街路三号線	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号線	多賀城市明月二丁目112番1地先から 多賀城市明月二丁目42番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野日相野釜線	岩沼市下野郷字菱沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
市道斜橋・三ツ江線	登米市追町北方字谷地前181番1地先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道大洞9号線	登米市追町北方字東宮水8番6地先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道駅前8号線	大崎市古川駅前大通一丁目553番地先から 大崎市古川駅前大通二丁目198番地先まで
市道古川沢田線	大崎市古川沢田字新原際99番地1先から 大崎市古川沢田字新原際76番地1先まで
市道古川三ツ江線	大崎市古川沢田字新原際89番地1先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで
市道桜ノ目三ツ江線	大崎市古川桜目字新下釜20番地2先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで
町道釣生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字松崎70番1先まで
町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町テクノヒルズ1番先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで

町道松坂平1号線	黒川郡大和町松坂平三丁目1番地先から 黒川郡大和町松坂平八丁目3番8地先まで
町道松坂平2号線	黒川郡大和町松坂平二丁目2番地先から 黒川郡大和町松坂平二丁目8番地先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字金原37番地の1先から 黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港二丁目34先まで
臨港道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目246番12先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和4年3月29日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
---------	---------	---------

新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和4年5月13日から 令和4年6月30日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員としての資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和3年、令和4年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことになる者により資格審査の一部科目が免除となる者	自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和4年3月29日(火) から令和4年4月13日(水) までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和4年3月29日(火) 以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

雑 報

○合同会社G・B・i・o石巻須江代表社員株式会社G・B・i・oイニシアティブ職務執行者高橋俊春から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第二十一条の規定により、G・B・i・o石巻須江発電事業について環境影響評価書を作成しましたので、条例第二十三条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価書を縦覧に供します。

令和四年三月二十九日

合同会社 G・B・i・o石巻須江

職務執行者 高 橋 俊 春

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 合同会社G・B・i・o石巻須江

2 代表者 代表社員 株式会社G・B・i・oイニシアティブ 職務執行者 高橋 俊春

3 所在地 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階

二 第一種事業の名称、種類及び規模

1 名称 G・B・i・o石巻須江発電事業

2 種類 条例第二條第二項第四号に規定する第一種事業(火力発電所の設置の工事の事業)

3 規模 発電設備の出力 十万二千七百五十キロワット

三 第一種事業実施区域

宮城県石巻市須江字瓦山 地内

四 第一種事業関係地域の範囲

宮城県石巻市、宮城県東松島市

五 第一種事業評価書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

株式会社G・B・i・oイニシアティブ(東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階)

宮城県庁環境生活部環境対策課

石巻市役所生活環境部環境課・河南総合支所・蛇田支所

東松島市役所市民生活部市民生活課環境係

合同会社G・B・i・o石巻須江発電所ホームページ <https://g-bio-shinomaki.com/>

2 縦覧期間

令和四年三月二十九日(火) から令和四年五月二日(月) まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日・当社休日を除く。)

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

【本件に関するお問い合わせ窓口】

株式会社G・B・I・O・I・ニシアティブ

住所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル

五階

電話番号 〇三(五二〇七)二七七二

時間 午前九時三十分から午後五時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日・当社休日を除く。)

○宮城県住宅供給公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和四年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年三月二十九日

宮城県住宅供給公社

理事長 峯 浦 康 宏

記

一 宮城県に代わって普通県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等の名称

県営住宅条例(昭和三十五年宮城県条例第十二号)別表第一に掲げる県営住宅等(改良県営住宅を除く。)

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

正 誤

○宮城県公報第一八〇号(平成二年十月五日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一一	下	四	福利課長	福利課
一二	上	二二・二三	衛生管理者・衛生推進者選任報告書	衛生管理者・衛生推進選任報告書
一三	上	二二	職員安全衛生委員会所属	職員安全衛生委員所属
一四	上	九	認められる	認められた